

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	一般廃棄物処理施設設置計画の改善・停止命令
概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により届出があった場合において、当該届出に係る一般廃棄物処理施設が技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該届出を受理した日から30日（一般廃棄物の最終処分場については、60日）以内に限り、計画の変更又は廃止を命ずることができます。
根拠法令等及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第3項
処分基準	一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していないとき
ホームページ	
備考	